

平 成 2 9 年 度

監 査 実 施 計 画

あ き る 野 市 監 査 委 員

平成29年度 監査実施計画

1 目的

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）により設置された独立の執行機関として、法に定められた権限に基づいて、公平普遍の立場から監査等を実施し、住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものである。

本計画は、平成29年度の監査等を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 市の事務事業等について、財務事務だけでなく、制度や組織運営等についても、「合規性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」、「正確性」の観点から検証する。
- (2) 誤りの指摘だけでなく、その改善に重点を置く。監査等の結果による指摘・要望事項等に対する改善状況を把握し、監査等の実効性を確保する。
- (3) 事務事業の管理体制、チェック体制に着目し、内部統制が充分機能しているか検証する。
- (4) 監査等結果について、市のホームページに掲載し、広く市民への周知を図る。

3 各種監査

(1) 定期監査（法第199条第1項、第2項、第4項）

監査対象の個別事業の中から、これまでの審査・検査等において把握した課題等を踏まえ、特に検証する必要があると思われるものについては、重点的に掘り下げて監査を実施するものとする。

ア 財務監査

対象とした部・課における財務に関する事務事業が、適切な執行体制のもとで効率的に運営され、その行政目的を達成しているか否か等を主眼として監査する。

イ 工事監査

対象工事の計画、設計、積算、施工等の各段階における技術面の適正性を主眼として監査する。

なお、事務の執行全般に関する行政監査（法第199条第2項）については、定期監査に併せて、または必要に応じて実施するものとする。

(2) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

歳計現金、歳計外現金及び基金の毎月末における各計数を確認するとともに、毎月内の出納及び現金等財産の保管・運用状況の合規性・効率性を検査する。

(3) 決算審査（法第233条第2項）

平成28年度決算について、各会計の決算計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

なお、主要な事業について意見を付するにあたっては、経済性、効率性及び有

効性等の観点から、各種事業が適切な内容・規模をもって効果的に実施されているか検討し、事業成果の評価を行なうよう努めることとする。

(4) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

平成28年度の国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び育英資金貸付基金の運用状況を対象として、その計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行なわれているかについて審査する。

(5) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

市が補助金等の財政援助を行っている団体等に対して、主として前年度分（平成28年度）の事業執行を対象に、その補助金等に係る財務事務が適正かつ効率的に行なわれているかを監査するとともに、所管部課の当該団体に対する指導監督が適切に行なわれているかについても監査を実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

平成28年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について算定基礎書類等を審査する。

(7) その他の監査

随時監査（法第199条第5項）等その他の監査については、それぞれの目的に基づき、必要に応じて実施する。

4 平成29年度各種監査等の実施予定期間

平成29年									平成30年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算審査（基金運用状況審査を含む。）											
健全化判断比率等審査											
定期監査（財務）											
定期監査（工事）											
財政援助団体等監査											
出納検査（毎月）											